

## 随意契約理由書

件名	三宮駅可動式ホーム柵保守管理業務	
契約の相手方	日本信号株式会社 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、市営地下鉄 西神山手線三宮駅及び名谷車両基地総合事務所に設置されている稼動式ホーム柵等の定期的な保守点検等を行う管理業務である。</p> <p>可動式ホーム柵は駅舎ホーム部分に設置されており、動作不良が、列車遅延や運送障害やその他事故につながるため、定期的な保守・点検等により、機器性能及び安全性を確認し、確実な動作を確保する必要がある。</p> <p>そのためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な保守管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器故障などのリスクを減らし、確実な動作を確保するために、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	( 電話番号 内線 6604 )